

令和2年第9回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和2年10月13日（火）

午後1時30分開会

開催日時	令和2年10月13日	開会 1時30分 閉会 3時33分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 大熊 雅士 教育長職務 代理者 福元 弘和	委 員 岡村理栄子 委 員 浅野 智彦	
欠席委員	委 員 小山田佳代		
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 大津 雅利 生涯学習部長 藤本 裕 庶務課長 鈴木 功 学務課長 河田 京子 指導室長 浜田 真二 統括指導主事 丸山 智史 指導主事 田村 忍 指導主事 西尾 崇	生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 図書館長 菊池 幸子 公民館長 小野 朗 庶務課庶務係長 中島 憲彦	
調 製			
傍聴者 人 数	5名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 30 号	小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼について
第 3	議案第 31 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第 4	議案第 32 号	もくせい教室設置規程の一部を改正する規程
第 5	議案第 33 号	小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂について
第 6	選 第 1 号	小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について
第 7	協 議 第 3 号	成年年齢引き下げ後における成人の日記念行事の在り方について
第 8	協 議 第 4 号	小金井市文化財指定の諮問について
第 9	報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="609 1039 1367 1115">1 令和 2 年度成人の日記念行事の開催方法の変更について <li data-bbox="609 1115 1367 1191">2 小金井市総合体育館大規模改修工事（第 2 期）について <li data-bbox="609 1191 1367 1267">3 電子書籍の導入について <li data-bbox="609 1267 1367 1344">4 その他 <li data-bbox="609 1344 1367 1420">5 今後の日程 <li data-bbox="609 1420 1367 1496">6 教育情報セキュリティ対策基準の全部改訂について

大熊教育長 ただいまから令和2年第9回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、岡村委員と浅野委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、議案第30号、小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼についてを議題とする。

提案理由について説明願う。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案を市議会に提出するよう市長に依頼するため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

浜田指導室長 令和元年8月にいじめ防止条例検討委員会を立ち上げ、学識経験者、学校関係者、市民公募による条例案の検討を全8回行ってまいった。

条例を制定する目的としては、市、教育委員会、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

条例を制定することで、基本方針を見直すとともに、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会の設置、基本方針に基づく市におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うこと及び重大事態の調査機関として、いじめ問題対策委員会、いじめ問題対策委員会の調査の再調査機関として、いじめ問題調査委員会を設置する。

このことにより、これまでの市のいじめ防止等の取組のさらなる充実と推進を図ってまいらる。

御審議、よろしく願います。

大熊教育長

事務局の説明が終わった。

本件に関し、質問、御意見はあるか。

福元教育長
職務代理者

前回、まず、いじめられていると、いじているというのを同列に扱うことに非常に懸念するところがあるという声が多かったように思った。

それで、今回、3条の1項、2項で、いじめから確実に守るといふ、この文言がそこに生かされてきたのかなというふうには思う。

また、3項目のところ、もちろんいじめられる子と、いじめの子、両方指導するのは当然であるが、若干、表現の仕方で同列に扱っているように見えるような感じもして、そのところは、いじめから確実に守るといふところが前面に大きく出ているということを押さえていきたいという感想を持った。

大熊教育長

パブリックコメントの中に、いじめた子供の配慮も必要であるというコメントをいただいたことによって、第3項も新しく付け加えられることにはなったが、そのことによって、いじめられた子供といじめた子を両方とも支援するという言葉も入っているが、そこだけ見てしまうと、いじめた子といじめられた子を同列に扱っているという見方もできるが、1項、2項で、いじめから確実に守るとともにという文言があるということを変更して見返してみると、これでいいのかなという気持ちにはなるが、やはりしっかりと決めていかなければならないと思うので、各委員の皆さん、意見を願います。

岡村委員

第3項の、いじめを受けた児童及びその保護者並びにいじめを行った児童等は、その保護者に対して必要な支援がというのは、いじめられた子は、取りあえずいじめはされたら支援が必要だが、いじめをした子には支援と指導が必要じゃないかと思うので、これはもう早くしないと難しいんだとしたら、そのことを委員会の方が、何か理由があっっていじめていたとしても、いじめはもう駄目なんだよという指導をして、そして家庭環境とかいろんな支援をしていただくので、その気持ちを委員会の委員が、それを分かってくれれば、ここにわざわざ指導を入れないといけない……、私は入れてほしい

と思うが、したことは確かに悪いことなので、指導して、それは駄目だよと教えて、そしてその子を支援したほうが良いと思うので、これは別々にしたほうが良いのかなと思うが、委員に分かっていただければ良いということで、よろしくお願いします。

大熊教育長 その辺、いかがか。
 指導室長、どうか。

浜田指導室長 この件に関しては、委員のほうでも重々話し合ったところである。前から出ているように、3条の1項、2項で、いじめられた子を徹底的に守るんだということをまずうたって、3項については、いじめられた子もいじめた子も同じ大事な子供なんだということで、指導、あるいは関係機関につなぐだとか、いろんなものを含めて支援という言葉を使わせていただいているというふうに考えていただければと思う。ただ、今出た御意見はお伝えしたい。

大熊教育長 浅野委員、いかがか。

浅野委員 委員会における長期にわたる熱心な御議論、大変敬意を表する。私も同じように、第3条3項にやや懸念を持つ者である。
 文言を見ると、加害者と被害者が同列に並べられた上で、共に支援を受けるという形になっている。御説明はよく分かる。いじめ加害者へのケア、対応が非常に重要であること、それがひいてはいじめの防止につながるということもよく理解しているつもりではあるが、その上で、やはり被害者の救済がまず第一義的であるということ。それから、同じように等し並みに並べられて支援とは書かれているが、その支援という言葉の中に、例えば具体的に今いじめをしている子供に、そのいじめをやめさせるための指導のようなものもきちんと含まれているということ、この2点を御確認いただくことを前提で御提案いただいた文言に、私としては同意をしたいと考える。

大熊教育長 指導室長、いかがか。

浜田指導室長 言っている御趣旨は重々分かったので、そのことを皆で共有した

上で、この文言でいかせていただければと考える。

大熊教育長　　もう一度、確認するが、この支援という言葉の中には、いじめを行ってしまった子供に対して確かな指導を行うという意味合いが、この支援という言葉に入っているということではないか。

浜田指導室長　　指導、あるいはつなぐ、いろいろなものを支援の中の一つとしてその場に合った指導というのが出てくるといえるので、入っていると促してほしい。

大熊教育長　　すまない。もう少し具体的に、支援はどんな内容が含まれていると言えるか。

浜田指導室長　　いじめを行ったほうで言わせていただくと、例えば心理的面である。これは、カウンセラー等のケアも必要だと思う。なぜそういうことをしてしまったのか、あるいは教科の中でも様々な指導ができると思う。あるいは家庭的環境のものであれば、SSW等、そういった関係機関とつないで、何かしら環境を変える支援がないか、あるいは、浅野委員おっしゃったように、目の前でやられていること、それは駄目だということの指導も含めて支援というふうに捉えてほしい。

大熊教育長　　そうすると、具体的に言うと、関係諸機関とをつなぐという内容、つなぐことによって、その子の成育歴等を踏まえた、しっかりとした支援を行う一方、その子に対してのしっかりとした指導も、この支援の中に入っているということではよろしいか。

浜田指導室長　　はい。

大熊教育長　　それでどうか。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長　　では、そういう形で確認願いたい。
ほかにあるか。

岡村委員 第8条の2、市民等は、いじめを発見した場合と書いてあるが、市、学校、その他の関係者に情報を提供してどうなるのか。情報を提供して委員会に諮るかどうかを決める、どうなるのか、これは。情報を提出したら、どこが受け取るのか。

大熊教育長 どこが受け取っていただけるのか。
指導室長。

浜田指導室長 見て見ぬふりをするなという市民の責務として、見ぬふりするなということであるが、様々な場所が考えられる。市役所の代表にかかってきて、それで指導室のほうにかかってくる場合もある。あるいは学校が分かる場合は学校に直接言うかもしれない。それか、教育相談所等、様々なところに、いじめている子を見た、いじめている様子を見たということが伝わったら、その後、まず、そのもらった人が動き出す、一体、誰が、どんなことがあったのかということ調べて解決に向かうと。色々考えられるので、今、それだけである。

岡村委員 教育委員会が受け止めてということか。学校とか、連絡あったら、学校で解決しないで。

浜田指導室長 いや。

岡村委員 学校で解決する……。

浜田指導室長 まずは学校で解決できるものは学校で、校門の前で誰々ちゃんと誰々ちゃんがけんかしていたと、近所の人から通報があったら、それは教育委員会ではなくて、まず学校が、その2人を呼んで、話を聞いて仲直りさせるとか、そういうようなこと、誰かがかばんをいっぱい持たせて歩いてたよという通報が来れば、それは誰だといって指導するという。それで、市民の方が、指導室、教育委員会へ直接かけてくる場合もある。その場合には、どこどこ小のどここのそばにあったから、まず調べてくれと学校に言って、学校がそれを調べる。それでも分からない場合には、教育委員会で指導主事が、

そのお宅を訪問して、どんな特徴だとか、そういうのを正確に聞き取るとか、様々考えられるが、とにかくそのままにしないということを、関係している人すべてが受け取って行動すると、調査して支援していくということである。

岡村委員 結局、学校も含めて教育委員会がやるということか、受皿というか。受皿は教育委員会……。

大熊教育長 どうぞ。

浜田指導室長 やはり直接的に指導に当たるのは教員になると思うが、そこに入った情報というのは様々入ってくるので、それをまず学校に投げ、それで、学校で解決できない場合には、教育委員会等が支援に当たるということが一つである。ただし、その重大さに応じては、すぐに教育委員会が学校に行ってしまうということも考えられる。

岡村委員 最終受入れは教育委員会ということか。

浜田指導室長 教育委員会である、最終的にそういった解決に導くのは。

岡村委員 いじめ問題連絡協議会で諮られるのは、具体的にはいじめを見つけ、それだけじゃなくて、どこから。学校とかで見つけたら、そこにかけるということか。

大熊教育長 小金井市いじめ問題対策連絡協議会と、小金井市いじめ問題調査委員会と2つある、その位置づけについて、もう少し詳しく教えていただけるか。

浜田指導室長 まず、上の連絡協議会のほうは、そこにあるように、児童相談所、警察等、関係機関で、いじめの対策について協議すると、今やっている取組、こういうこともやったほうが良いというようなアドバイスをもらったり、という協議体である。いじめ問題対策委員会のほうは、重大事態等が起こった場合、防止策の推進についても審議していただくが、主に重大事態が起こった場合に、まずは教育委員会のいじめ問題対策委員会が結成されて動き出すということになる。

重大事態の場合である。

それでも調査が不十分だといった場合には、市の調査委員会が立ち上がる、実はこれ、大津で起きたときの反省で、教育委員会と市を別にして再調査する機関を設けるという条例になっている。

岡村委員 調査委員会は市長の諮問に応じということか。

浜田指導室長 そうである。

岡村委員 3項。

その調査委員会で取り上げる項目は、いろんなところから湧き上がってくるというか、学校だったりとかから出てくるということか、重要なことだ。市民の通報から学校に本当は行って、学校でも駄目で、教育委員にあって、それでも重大だと思ったら調査委員会が開かれるということか。そうならないようにするのが、対策連絡会議が考えてほしいということか、そういう重要なことが生じないように、予防が大切と考える。

浜田指導室長 その前に教育委員会と学校が一緒になって解決に当たる。関係機関ともやりながら。それでも解決しない場合、重大事態となって、教育委員会のいじめ問題対策委員会が結成される。しょっちゅうできるわけではない。

大熊教育長 大丈夫か。

岡村委員 分かった。

大熊教育長 ほかによろしいか。

何か心に残っていることとか、大丈夫か。

僕は、今の問題も含めて、このいじめ防止対策推進条例が決めることができるようになった暁に、これを周知する必要があると思う。これを全ての市民にしっかり分かってもらうということがあると。今みたいなことも、すぐに分からないといけないと思うし、どういう形で、さっきの支援の中にそういうことが含まれているということもしっかり分かってもらうことも大事かと思うが、これを周知す

る方法としては、今どんなことを考えているか。

浜田指導室長　やはり一枚もので、ポスターみたいな形で、各学校に配る用、あるいは、生徒一人一人に配って理解をさせるようなもので、発達段階等に応じた文言で、絵とか図を入れて、あるいはキャッチフレーズとかを入れて、そのような形で周知していきたいと考えている。

大熊教育長　子供たちはそれでいいが、住民の方々に、さっきあったけれども、市民等の責務もある。この辺のことはどうやって周知するか。

浜田指導室長　まずはホームページ、ポスター等、いろんな会議と関わりを持っているので、協議会のほうは、民生児童委員の方とか、健全育成の方とか、様々な方も入る予定なので、そこでも周知してもらえような、そうしたリーフレット等を作成して配布していきたいと思う。

大熊教育長　その中に先ほどの話などが入るといい。まさにそうである。

浅野委員　解説のような。

大熊教育長　その辺がないとしっかり分かってもらえないところもあると思うので、ポスターとかつくるというのは実は聞いてあったが、ここで確かめたいなど、発言させていただいた。

浅野委員　もう一回、よろしいか。

今、岡村委員から御質問のあったところで、細かいことであるが、確認したいのが、12条、これはいじめ防止対策推進法、国の法律の14条3項の規定に基づいてということになっているが、国の法律は、必要に応じて置くことができるという形になっている。もちろん重大事態の場合は、その必要に対応すると思うが、必要に応じて置くことができるという、その必要というのを、我々としては、どういう基準で考えるのかということと、置くことができるというときに、置くかどうかを決めるのは、ここで決めるということになるかということ、その2点、ちょっと教えていただけるか。

大熊教育長 願います。

浜田指導室長 3項にあるのが、諮問に応じて、いじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申するという、対策についても御意見をいただけるというような機関になっているので、年に定期的には開催して、何か重大事件があったときだけやってもらうのではなく、日頃から小金井の施策についても御理解していただきたいので、定期的な開催を考えている。

浅野委員 対策委員会自体。

浜田指導室長 対策委員会である。その際に、また重大なことがあったら集まっ
ていただいて調査をしてもらうという、そういうような委員会にしたいと考えている。

そのメンバーは教育委員会が委嘱するので、こちらで委嘱することになる。

浅野委員 必要に応じて設置するのではなくて、常設的なものとして設置するということか。

浜田指導室長 そうである。

浅野委員 14条3項の規定に基づきというのは、そういうことか。分かった。

大熊教育長 よろしいか。

岡村委員 その重大なときというのを決めるのは教育委員会か。

大熊教育長 重大事案であるかどうかを決めるのは、どこでやるか。

浅野委員 教育委員会から諮問することになっているので、我々が重大だと思ったら、それを委員会に諮問する形か。

浜田指導室長 学校から重大事案だと上がってくることもあるし、事務局のほう

で、これは厳しいという、学校だけじゃもたないというふうな判断の場合には、事務局長である教育長が重大事案であるということで調査に入るということをやってもらい、そして、報告ということになるかと思う。

岡村委員 それでいいと思う。分かった。

大熊教育長 きっとすぐに御意見を伺うことになるかと思うが、そのときは、協議したい。その点はよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 こういう言葉がちゃんと議事録に残ることが重要だと思うので、何か心残りなことがないように、ほかにないか。よろしいか。

今回、小金井市いじめ防止対策推進条例をつくっていただいたわけであるが、ここの前文に、「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。ずっと続いたところの最後に、未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題であるという形で書いていただいている。こういう文言のある、いじめ防止対策推進条例は他市にはないのではないかなと思う。こういう思いを多くの市民の人たちに伝えて、子供一人一人が豊かに生きられるように、全市民で子供たちを守っていきたいという、そういう気持ちを高めてまいりたいと思うので、この推進条例の周知をしっかりとしてほしい。

それをまとめの言葉として、以上で質疑を終了するが、よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 それでは、お諮りする。

議案第30号、小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第3、議案第31号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由について説明願う。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 本件については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等に係る規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

浜田指導室長 教育委員会では、これまでも教員の働き方改革を推進しているところであるが、令和2年1月の法改正により、服務監督権者である小金井市教育委員会が、市立学校教職員の業務量の適切な管理の徹底を図ることとなった。また、10月中に各学校に勤怠管理システムを導入することから、このたび管理運営規則を改正するものである。

第26条を御覧願う。これが超過勤務の原則になる。1月について45時間、1年について360時間、同条第2項は、特別な場合の上限となる。1月について100時間未満、1年について720時間、1月ごとに区分した各期間の当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において、1月当たりの平均時間について80時間、これは分かりにくいですが、当該月があって、前の月と足して平均したのが80以内、それから、前の月の2月足して、本月を足したものの平均を取っても80時間以内、とにかく半年前までそういうような計算をして、平均が80時間になるようにということである。

(4)番目は、1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月と、これが、今回、管理運営規則に入れたいものである。

御審議、よろしく願います。

大熊教育長

分かった。

具体的に、もう少し詳しく説明して。よく分からない。

浜田指導室長

この月がある。この月……。

大熊教育長

例えば今は10月。

浜田指導室長

10月である。もう90時間やってしまった。それはまだセーフである。90時間やってしまったと。ところが、直前の、もう一つ前の9月と平均を取ったときには80時間以内になっていなければいけないので、前の月は70でなければいけない。その二ヶ月前の8月は足して80というような形で、大変なときがあっても、ずっと大変じゃ駄目だと、大丈夫なときもあるし、ちょっと忙しい月もあったりというようなのは仕方ないと。そういうことである。

大熊教育長

何となく分かってきた。学校というのは、行事等があったときにとても時間数が多くなる月があるが、その月が少しオーバーしたとしても、前の月が少なければいい。そういうところもちゃんと計算してほしいということか。

浜田指導室長

そういうことである。

大熊教育長

両方増えちゃったらどうなるのか。

浜田指導室長

基準をオーバーした場合、今度、一人一人のICカードで、朝、行ったときにピッとやって、時間を計って、行った時間が出て、帰るときにピッとやって、それがデータで残る。そのデータを教育委員会でも把握するので、もしこの基準をオーバーしていたら、まずは管理職に、ちょっとオーバーしているよという、注意してほしいというところへいく。それでもまだ続くようであれば、これは罰則規定はちなみにない。罰則はできないので、指導というところで、教育委員会として、それでも駄目だった場合は、本人を呼んで、働き方について話をしていきたい。まだそこまでしか考えていない。

浅野委員 よろしいか。

大熊教育長 どうぞ。

浅野委員 まだきちんと理解し切れていないところもあるが、1点確認であるが、小金井市としては、教員の働き方改革に、この間ずっと取り組んでいて、目標値を掲げていると思う。その目標値との整合性ということでは、どうなるか、これは。

大熊教育長 願います。

浜田指導室長 小金井の目標値は、1日12時間以上、在校しないということで、これをゼロにするというのが大きな目標であった。実は、12時間というのは、いろいろ引くと、1日4時間ぐらいの残業になる。ということで、大体整合性は合っているが、実はこれは後から出てきたもので、次年度からは、残業時間に合わせた設定をしていきたいと、目標もそのように変えていきたいと考えている。それから整合性をつけていきたい。

浅野委員 分かった。ありがとう。

大熊教育長 よろしいか。

浅野委員 もう一点、よろしいか。

これの基準に、労働時間を調査されていると思うが、現在、引っかけりそうな教職員というのはどのくらいいると見込まれているか、この基準で、オーバーしてしまいそうな。

浜田指導室長 前回の、昨年度のキャンペーンでいくと11%だった。だから、やはり1割ぐらいの先生が、これには引っかかってしまうのではないかと予想されるが、今後、こういう管理システムを使いながら意識を高めていくことで、これをどんどん減らしていきたいと考えている。今は1割程度である。

浅野委員 分かった。ありがとう。

大熊教育長 よろしいか。

時間数をしっかり削減すると、先生たちは自宅に仕事を持って帰るということになったら分からなくなるが、その辺、どうするか。

浜田指導室長 今、このシステムと併せて、持ち帰り簿を学校でつけさせて、何時間分の仕事を持ち帰ったというのを自己申告させて、業務量をほかりたいと考えている。

大熊教育長 僕自身は新しいことを考えようとするときに、やはりゆとりが重要だと思う。人にやらされて、やらなきゃいけない業務がいっぱいあった場合は、新しい授業のことについては考えられない。先生という業務は創造的な業務であるので、やはり根本的に働き方改革は進めなければならないと思うが、この点で、この時数が一つ目標として決まったことはいいと思うが、先生たちがより創造的に仕事ができるように、先生たち一人一人の働き方改革をしっかりとできるように工夫してほしいと思うが、いかがか。

浜田指導室長 頑張る。

大熊教育長 先生たちがどうやって自分たちの仕事に対して、しっかり見極めて、僕は、一つ言えることは、今までも進めてきたが、ほかの先生が使った教材はなかなか使わないとか、自分のオリジナルでやりたいとかということになっていると思うが、今回、ICT、コンピューターを導入すると、各先生たちが工夫した指導案等を共有できるようになると思う。それで、自分の得意とするところはしっかりやってもらうが、やはり効率化を図るためには、先生方一人一人の工夫を全ての先生方が共有して、そして、効率的に授業が進められるときは進める、工夫するときは工夫するというメリハリをつけていけないと思う。

それから、各校務分掌も各学校ごとにつくっていて、同じような計画が同じようにできているということもいっぱいあると思うので、そういうことがないように、効率的に進められる情報の共有をさらに進めて、先生方の根本的な働き方改革を推進できるように指

導室も音頭を取っていただければと思うが、いかがか。

浜田指導室長 そのように頑張ってもらいたい。

大熊教育長 よろしく願います。ということでよろしいか。

浅野委員 2点、感想であるが、これはこれで十分理解した。

それで、少し外れて、感想であるが、今、おっしゃったとおり、小金井市教育委員会、教育のICT化ということを通じて、随分進んできたと思う。結果として、労働時間という形で、労働をコントロールすることを、ますます難しくしているんだろうなというところもあって、オンラインで様々なことができるようになればなるほど、どこでも仕事ができるようになってしまうので、労働時間を管理することが、自己申告と言っていたが、だんだん難しくなってくるだろうなという、そういう矛盾というか、対立があるなというのが1点。

もう1点は、教育長が今おっしゃったように、教育の中には、随所に、創造性というのか、クリエイティビティみたいなものが埋め込まれている必要があると私も思うが、創造的な仕事は、優れた授業をされている先生方は例外なくそうだと私は思うが、寝食を忘れる期間がないとなかなか創造的になれないと思う。つまり、ぶっ続けで48時間働く的な、何かあることに取り組んでいるときに、寝食を忘れてやるということが創造性の必須要件だったりすることがしばしばあって、そのことと、健康を守るとか労働時間の規制ということは、あまり相性のいいことではなくて、そこのバランスをどう取っていくのかということが、教育における創造性ということ強調すればするほど、その難しさが顕在化するだろうなと思う。そこが課題としてありそうだなということを感じた。

以上である。

大熊教育長 本当にそれは僕も実感していて、自分から研究しよう、新しい授業をつくらうと思ってたときというのは、それこそ寝食を忘れてもできるが、やらなきゃいけない仕事ばかりだと苦しいだけで、全く生産性も上がらず、ただ時間だけが過ぎてしまうということもあると思うので、やっぱり学校の中でも、子供たちにも、今、主体

的ということを第一に考えてもらっているが、先生たちも日々の授業創造に関して主体的に取り組めるように促していくということも一つ重要なと思うが、その辺、福元委員、いかがか。

福元教育長
職務代理者

今、教育長が言ったように、自分がやりたいという仕事は、寝食を忘れというか、幾らでも時間をかけても全然苦痛でないと思う。ただ、そうでない仕事もあるから、学校として、仕事で見直しをするというか、ここは要らないんじゃないかとか、今、判この問題で国も動いているけれども、学校の中で、業務の内容をもう1回見直しするという必要なんじゃないかと思う。それぞれの学校での検討が必要な時期に来ているのかなと思う。

大熊教育長

それ、教育委員会から各学校に言おうか、業務の見直しを積極的に進めると。どうか。断捨離をせよと。厳しい。

福元教育長
職務代理者

必要だと思う。

大熊教育長

浅野委員は。

浅野委員

我々としても、事務機能の集約化を図ったりとか、手はいろいろ打ってきていると思う。なので、なかなかすぐというわけにいかないのかなと感じもする。大切なことだと思うので、折に触れ、強調していく必要はあると思う。

大熊教育長

どうか。

岡村委員

人を増やせとかは。事務職とかは増員できないのか。各々の共有を増やして、もっと一人一人がゆとりがあれば。あと、補助をする人を雇っていただいて、コピーとかああいうのは、どんどん補助員にやってもらうことにしたらどうだろうか。

私、ちょっと不思議なのは、授業で使うものと、皮膚科学会ですら、例えばニキビならニキビというCDをつくって、それにどんどん自分のスライドを足して行って、それを患者指導に使えるようにしているが、小学校の教科書にそって、同じところを教えるのなら、

共通のスライドをつくり、自分で加えられるとか、クラウドに入れてあって自分で取り入れるとか、小金井はしていないのか、どうなのかと、いつも。独創性はそうであるが、基本があつて、これはやらないのか。

例えば、緑小学校で制作をすごいのを作っていたら、三小の先生がそれを借りてとか……。

大熊教育長 今はあまりできていない。

岡村委員 そうしたら、賛同もできるし、いいかなと思う。だけど、少し人を増やされたらどうかなといつも思っている。1人より、すごく忙しいんだったら、もう少し人を増やしてほしい。

事務職をまとめたことによって人員を減らすことができたと思うが、その共有は難しいと思うので、教員を増やして欲しいが……。

大熊教育長 とてもそうであると言いくくなっているところがある。人員配置は東京都の仕事なので、小金井が幾ら頑張ってもなかなか難しいところがあるが、その辺も視野に入れるということが、御意見として記録させていただく。

もう一つ、今、大事な点は、確実にまとめておきたいが、やはり仕事の見直しをすること、それから、各先生方の様々な工夫、今、先生が言った工夫を共有化できるシステムをつくることを、これを導入するに当たっては、教育委員会から各学校にしっかりと発信してほしいということで、質疑を終了させていただいてよろしいか。何か重くなってきた。どうぞ。

浅野委員 全く同意であるが、先生方の多忙の原因をいろいろ分解してみると、いろんな調査はあるが、やはり一番多いのはデスクワーク、書類の記入である。その書類の記入がどこから来るかという、我々教育委員会だったり、都教委であったり、文科省であったり、いろいろな問合せが来て、細かいことを調べて、書き込んで、送り返さなきゃいけないみたいなことが積もり積もって、先生方の時間を潰している。だから、日本の教員は、多忙度においては、先進国の他のどこにも負けないが、授業の準備にかかる時間というのは、確かに日本は高いが、そういう余計な事務仕事が圧迫している。

だから、もし業務改革をして仕事減らせと言われたら、校長先生、副校長先生としては、では、いろいろな問合せとか調査を減らせというふうに思うだろうなというふうに想像する。

我々としてもやることがあるだろうと。

大熊教育長 それを室長にぶつけておこう。
どうぞ。

浜田指導室長 今、国や都も頑張っていて調査を減らしているところであるが、教育委員会、小金井市としてもどんどん減らしていきたい。

浅野委員 すまない。

大熊教育長 3点にしよう。仕事の棚卸しをすること、何といたらいいか、見直しをする。それから、共有すること。それから、事務の調査等をなるべく少なくすること。

浅野委員 文科省はすごく少なくしたというふうに宣言を出していて、でも、多忙度はそれほど変わっていないかなという印象がある。

大熊教育長 全然変わっていない。そんなことを言うてはいけない。具体的に。

浜田指導室長 多忙感というのは、多分、調査は面白くないであろう、先生方にとっては、その仕事だ。でも、一方で、教材研究、自分のことだというと、何時間でも残っていたりすることもあるので、その辺の気持ちというものは、多忙感の一つとして、嫌な仕事、子供たちのためじゃないところの仕事という、そういう思いもあるのかなと。

浅野委員 さっき教育長が言われていた、やらされ仕事みたいな。

浜田指導室長 できるだけ調査を減らして。

浅野委員 すまない。

大熊教育長 では、その3つを、教育委員会から各学校に配信していただく

いうことで、質疑を終了するが、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

それでは、お諮りする。

議案第31号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第4、議案第32号、もくせい教室設置規程の一部を改正する規程を議題とする。

提案理由について説明願う。

大津学校
教育部長

提案について御説明する。

本件については、もくせい教室設置規程の一部を改正する規程に基づいて本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

浜田指導室長

主な改正点、3点ある。規程を見ながら説明する。

第1条である。設置の目的のところ、これまでは在籍校への復帰というのを設置の目的にしていたが、これから、社会的自立に資するためというところである。

2点目、第5条である。もくせい教室の対象者に市立小・中学校に在籍していない児童、例えば市内在住で都立の中等学校、あるいは私立の学校に行っている児童・生徒等についても、もくせい教室の状況に応じて受入れを可能とすることとした。

続いて、3点目、第10条、退室の手続が今までなかったので、退室に関する規定を新たに設けたことである。

その他の場所は文言の整理等になる。

主な改正点は、その3点である。御審議、よろしく願います。

大熊教育長

事務局の説明は終わった。

本件に関し、質問、御意見はあるか。お願いします。

福元教育長
職務代理者

今、指導室長から説明があったが、1条と5条の改定というのは非常によかったんじゃないかなと思う。個々の状況に応じた必要な支援を行うというふうに変ったし、それから、社会的自立に資するためという、在籍校への復帰というのがずっと何十年も続いてきて、ここでもう一回り大きくくくっていただいたのが、非常によかったなと思う。

それから、小金井市の教育委員会だから、小金井市に在住する子供たち、市立の学校だけじゃなくて、私立とか、その他の学校も含めて、教育長が必要と認める生徒を受け入れるという、この部分が大変よかったかなというふうに思う、感想である。

岡村委員

やはり1条がすばらしいと思う。生徒の在籍校への復帰を図るのではなくて、社会的自立に資するためという、この目的がすばらしくよい。感銘した。

大熊教育長

よろしいか。

これは専門的になるが、説明したいと思うが、文科省で、不登校の子供が中学校を卒業して、5年後にどのような進路を取ったかということで、調査が2回、今まで行われた。第1回目は僕も関わったが、第2回目の調査も同じことが起きていて、実は何らかの形で、不登校であったとしても、相談機関に関わっていた子供は、上級学校に進学するときに、80%以上、進学をかなえている。つまりそれが予後調査でしっかり明らかになっている。つまり、その学校、在籍校に入らないとしても、もくせい教室等に関わっていた子供は、次の進学をするときに、しっかりとした学校を選択できる。仮にそういうところに全く関われなかった子供は、上級学校に行く割合が20%を切る。ということを見ると、もくせい教室に来てくれることが、次の進学、つまり自立に向けて大きな一歩を踏み出すことになるので、そこで、在籍校に帰ることだけを目的とした指導をすることは、そこでまた何かを頑張れとか言ってしまうと、もくせい教室自体にいられなくなってしまうということもあるので、このところはしっかりと、これまでの不登校対策の成果を踏まえて、确实

に実施していきたいと思っているところである。それがエビデンスとして、この文言を変えたというところは理解してほしいと思っている。

よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。

議案第32号、もくせい教室設置規程の一部を改正する規程は、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第5、議案第33号、小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂についてを議題とする。

提案理由について説明願う。

大津学校
教育部長

提案理由について御説明する。

本件については、小金井市教育情報セキュリティ基本方針について、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしく御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

浜田指導室長

今回、市のGIGAスクール構想の推進に当たり、セキュリティの確保が必要不可欠であり、このタイミングで全部改訂を行うこととした。

今回の改定に当たり、まずは、見る人に分かりやすくするために用語の定義を明確にした。それから市長部局の所管が安全規程に規定されている文言との整合性を整えるため、規定の整備をした。今まであった基本方針との方向性は変わっていないところである。

この基本方針の内容としては、情報セキュリティを確保するため

に、組織体制を整備するとともに、人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、運用における対策、緊急時におけるセキュリティ対策を講じることとしている。

また、情報セキュリティ対策基準及びその実施手順を定めることを方針としている。

以上である。よろしく御審議をお願いする。

大熊教育長

事務局の説明は終わった。

本件に関し、質問、御意見はあるか。

浅野委員

この規定は教育情報セキュリティ基本方針であるが、対応する市の方針というものもあるということか。それに対応する形になっているのか。

浜田指導室長

市の情報セキュリティ基本方針というのがある。それと文言を整理した、整合したということである。

浅野委員

分かった。

あと、もう一点であるが、10番目の監査のところ、定期的に又は臨時にセキュリティ監査を実施するものとする書かれているが、監査というのは誰がやることになっているか。

大熊教育長

お願いします。

浜田指導室長

この件に関しては、情報セキュリティポリシー、この後の内容に関わる場所であるので、後ほど別のところでと考えている。

浅野委員

承知した。

大熊教育長

よろしいか。

福元教育長
職務代理者

情報セキュリティ基本方針、読んでいてもなかなか難しい部分も私にはある。学校の教職員への研修というのは、学校独自にやっていると思うが、教育委員会として何か研修を考えておられるか。

大熊教育長 願います。

浜田指導室長 これから様々計画中であるが、今はまだ、まずやっているところは、次世代教育推進委員会、各校1名、コンピューターが中心になる先生を集めて、定期的に研修をして、こんな使い方があるという、様々な情報を学校からも吸い寄せて、それをまた、学校に持ち帰って広めていくという、まずそういうようなところから始め、あとは情報モラル等に関しては、こちらからある程度、一定の、このことはしっかり教えてくれというような指針みたいなものを出したいと思うし、これから研修を充実させていきたいと考えている。

本市も、情報教育アドバイザー等を派遣したいと考えている。

福元教育長 ありがとう。よろしく願います。
職務代理者

大熊教育長 よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。
議案第33号、小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第6、選第1号、小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

大津学校 提案理由について御説明する。

教育部長 教育委員会から選出されている委員が、令和2年8月31日で辞職したことに伴い、小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により

改めて委員を推薦する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御推薦賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長 小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について御説明する。
奨学資金運営委員会委員は、小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により、定数が8人以内、その内、同条第1号の選任区分に規定されている教育委員会委員から選出する委員が2人以内となっている。教育委員会委員から選出された奨学資金運営委員会委員は、鮎川委員と福元委員にお願いをしてきたところであるが、今回の推薦については、鮎川委員が令和2年8月31日で辞職されたことに伴い、御推薦いただくものである。
今回、御推薦いただく方の任期については、前任者の残任期間となるので、推薦が承認された場合、令和2年10月22日から令和3年8月31日までの期間となる見込みである。
なお、本日欠席の小山田委員については、推薦があった場合は、奨学資金運営委員会委員をお引き受けするといった御意向も伺っている。
説明については以上となる。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。
何か質問、御意見はないか。
以上で質疑を一回終了する。
それでは、選挙の方法について御意見を願いたい。

岡村委員 指名推選でお願いします。

大熊教育長 ただいま指名推選との御意見があった。
皆様、御意見はないか。よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。
それでは、指名推選で、どなたか推薦者を上げていただけるか。

願います。

福元教育長 職務代理者 小山田委員を推薦する。長年務めてこられた鮎川委員に替わり、新しい息吹を小金井市奨学資金運営委員会に迎え入れ、議論を活性化させられればと思う。

大熊教育長 ただいま小山田委員の推薦との御意見があった。皆様、御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認める。
それでは、小山田委員を小金井市奨学資金運営委員会の委員に推薦することに決定した。
意向は大丈夫か。

鈴木庶務課長 確認してみる。

大熊教育長 ありがとう。
それでは、次に、日程……。

大津学校 教育部長 先ほどの情報セキュリティの関係でよろしいか。

大熊教育長 はい。

大津学校 教育部長 さっき指導室長から市の方針を説明させていただいたが、正式には小金井市電子情報資産の安全管理に関する規程かと思うので、訂正をお願いします。

大熊教育長 方針ではなく、規程であると。

大津学校 教育部長 大変申し訳ない。

大熊教育長

よろしいか。

次に、日程第7、協議第3号、成年年齢引き下げ後における成人の日記念行事の在り方についてを議題とする。

協議の内容について説明を願う。

藤本生涯
学習部長

協議内容について御説明する。

本件については、令和4年4月に民法の一部改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、成人の日記念行事の在り方について考え方をまとめたので、本案を協議するものである。

細部については担当の生涯学習課長から説明をさせていただく。

よろしく御審議の上、御協議いただくようお願い申し上げます。

関生涯学習課長

民法改正後の成人式の在り方については、これまでアンケートを通じて新成人の意見をお伺いし、また、教育委員の方々並びに社会教育委員の方々の考えをお伺いしながら検討してまいった。

まず、結論としては、式典の対象としては、現行のとおり、年度中に20歳になる方を対象として開催するものであるべきと考える。

理由としては、資料の両面の次のページに記載してあるが、まず、2つ考えられると思ひ、その1としては、申し上げたとおりであるが、新成人へのアンケート結果、また、教育委員会並びに社会教育委員の会議での協議においても、現状のままの式典を望む声が多いことと、2点目として、受験や就職の時期に重なることを避け、より多くの方に式典に参加してもらうことができることが掲げられる。

式典の在り方については現行のとおりとするものであるが、引き続きの検討事項としては2点ある。

まず、1点目としては、式典の名称である。現在は、名称を「成人の日記念行事」としているが、20歳を対象としていることがわかりやすい名称に変更した方がよいと考えているところである。新たな名称については、実行委員の意見を聞くなど、今後の検討課題としたい。

2点目である。成人となる18歳に対しての意識付けについてである。式典の在り方とは別に、民法改正後に成人となる18歳の人

に対して、自覚を促すような何らかの仕掛けをすることは意義がある
と考える。具体的な内容については今後の検討課題としている。

以上、2点については、引き続き実行委員などの意見もお伺いし
ながら検討してまいりたいと思っているところである。

事務局からは以上である。よろしく御協議をお願いする。

大熊教育長

事務局の説明は終わった。

本件は協議事項であるが、何かこの場での御発言はあるか。

今のことはよろしいか。20歳でこれまでどおり行う。18歳に
はその意義づけの、今、協議をするという、どんなことを考えて
いるのか、何かあったら教えてほしい。

関生涯学習課長

意識づけというところでは、18歳の方々に、例えば市長からの
メッセージと、20歳から18歳に権限が付与されたこと等の、制
度改正も併せた内容も、考えられるかなと思っている。

大熊教育長

そういう何かメッセージを送って、18歳になったときの成人の
日、成人を意識できるようにするけれども、いわゆる今までの成人
の日は20歳のときに行うということである。よろしいか。

藤本生涯
学習部長

私からも補足すると、考え方としては、受験だとか就職の時期に
重なることがなく、20歳になったときに、より多くの方々が式典
に参加して、人生の節目としての将来について考える機会というこ
とで、名称についても、今までは成人を祝う会だとか、成人式とい
うことであったが、これが20歳ということになるので、20歳を
祝う会だとか、20歳の集いというような名称というのが考えられ
るが、それらも含めて、今後、新成人の方にも意見を聞きながら、
その辺のところは考えていきたいなと思っている。

また、今、教育長が言われたように、18歳の節目のときにも何
らかのメッセージだとか、意識づけもやっていきたいと考えている。

大熊教育長

よろしいか。

ちょっとだけ聞きたいが、ほかの市はどうなっているか。

関生涯学習課長

ホームページ上では、他市、26市においては現行のままである。

私が聞いている範囲では、18歳に式典を変えた市は、全国的にみて皆無ではないが、ほとんど例がないところである。

大熊教育長 ということである。よろしいか。どうぞ。

福元教育長
職務代理者 今、生涯学習部長や生涯学習課長から話があったが、18歳成人であるから、ここのところはしっかり意識してもらうために新成人へのメッセージなどを考えているとお話があった。それをぜひやってほしいと思う。やはり成人という一つの節目になるので、それがあると大分違うんじゃないかと思う。

浅野委員 私も福元委員と同じで、意識づけのための何らかのメッセージはとても重要だと思っている。市長からのメッセージというのは大変いいアイデアだと思うのと同時に、既にやっているのかもしれないが、現行の成人式では選挙管理委員長が出席することになっている。あれはもともと20歳で投票権が付与されることから、有権者としての意識を高めてもらうという趣旨だと思う。同じように、18歳になって、投票権が発生した段階で、そのことを自覚してもらうようなメッセージを選挙管理委員会名で出していただくということも一つ選択肢としてはあり得るかなと思うし、もう一つは、要するに、民法上の成年年齢が下がったので、うかつな契約をして、よくない状態に陥ってしまう18歳、19歳の人たちが出てくる可能性があるということだと思う。その点の注意を喚起するということか、もうここから先は未成年として保護されないの、例えば契約を結ぶような場合には十分気をつけてほしいといったような警告ということか、注意ということか、そういうものも併せてできたらいいかなと思う。

大熊教育長 どうか。

関生涯学習課長 貴重な御意見をありがとう。

まさに今言われたこと、すごく重要だと思っていて、ただ、成人年齢が20歳から18歳になることの意識づけというところで、どういったメッセージを送るかというのは、結構情報量があるんだろうなと思っている。だから、論点があまりぼけない形で、かつ的確

なところだと思っている。今後、また引き続きこれは検討課題と
思っているので、よろしく願います。

浅野委員 ありがとうございます。

大熊教育長 皆様から貴重な御意見をちょうだいした。これらの意見を踏まえ
て、本市の成人の日の記念行事の在り方を取りまとめるとともに、
所要の事務作業並びに適切な運営を進めてまいりたい。事務の内容
については私に一任願いたい、御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 よろしく願います。
御異議なしと認める。
以上で、協議第3号、成年年齢引き下げ後における成人の日記念
行事の在り方についてを終了する。
次に、日程第8、協議第4号、小金井市文化財指定の諮問につい
てを議題とする。
協議の内容について説明をお願いします。

藤本生涯
学習部長 協議内容について御説明する。
小金井市文化財保護条例第41条の規定により、小金井市の文化
財として指定することといたしたいので、本案を協議するもので
ある。
細部については担当の生涯学習課長から説明するので、よろしく
御審議の上、御協議いただくようお願い申し上げます。

関生涯学習課長 説明する。
生涯学習課では、小金井市の区域内に存在する文化財のうち、市
にとって重要なものについて指定文化財にしている。
文化財の指定については、その保存及び活用のため必要な措置を
講じ、もって、市民の郷土に対する認識を深めるとともに、文化の
向上に資することを目的としている。
小金井市文化財保護条例第41条の規定では、市指定の有形文化
財の指定については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない

としており、この規定に基づき、市指定有形文化財に指定することについて、小金井市文化財保護審議会に諮問するために本案を提出するものである。

これから御説明する1件を指定と考えている。名称は、小金井神社本殿である。本殿の建築1棟で、種別としては有形文化財となる。市の専門家の建築調査によって、江戸時代の18世紀中期の建築であることが明らかになっており、現時点では市内で最も古い神社建築である。18世紀中期という時代は、徳川吉宗による享保の改革が進められ、小金井地域においては、台地上に新たな新田村の開拓が進められた時期であり、現在の小金井市域の形がおおむね出来上がったと、さらには玉川上水に桜並木がつくられた、時代背景としてはそのようなものである。

指定候補理由である。張りの一部は古風で簡素な模様を施した彫刻でありながら、柱に残る龍や獅子、獏の彫刻がとても特徴的であり、その調和が秀逸な建築である。棟札確認できないため建築年や作者が不明であったが、調査の結果、建築技法や細かい彫刻のデザインから見て18世紀中期の建築と推定され、市内では最古に属する寺社建築と判明した。

小金井神社での言い伝えによると、宝暦元年、つまり西暦1751年に、それまでの古い本殿から新しく建て直したと書いており、専門家の所見はこの内容と一致するものの結果になった。

小金井神社本殿は、全体的に保存状態が良好で、18世紀中期の建築方式の形式を多く残しており、意匠性に優れており、また小金井の歴史を知るうえで重要な神社建築であるため、指定候補にすることが望ましいと考えている。

説明については以上である。よろしく願います。

大熊教育長

いいことであるので、よろしいか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

今後の事務のことについては、教育長、私に御一任願いたいですが、これに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 しっかり残していきたいと思うので、よろしく願います。
御異議なしと認める。
以上で、協議第4号、小金井市文化財指定の諮問についてを終了
する。
次に、日程第9、報告事項を議題とする。
順次担当から説明願う。
はじめに、報告事項1、令和2年度成人の日記念行事の開催方法
の変更についてを報告願う。

関生涯学習課長 今年度の成人の日記念行事について報告する。
本件については、7月14日開催の教育委員会第6回定例会で、
その時点での考えをお話しさせていただいたが、その後、検討して
まいった結果を報告する。
本件については、9月2日付けでホームページで公表し、併せて
報道機関もプレス発表したところであるが、改めての報告となる。
新型コロナウイルス感染症については、緊急事態の宣言が解除さ
れたものの、まだまだ先の長い対応が求められる状況であるが、今
年度の成人式については、来年1月11日に当初の予定どおり開催
する。ただし、開催するに当たっては、国から示されている新しい
生活様式等による三密を避けながら、今までと同様の形で事業を実
施することは不可能であるため、午前、午後と二分割としていた式
典の時間を短縮し、5つの中学校区ごとに5部制で行うものである。
それぞれの開催時間帯は資料のとおりで、来年の成人式について
は、現在、市ホームページにおいても周知している。
なお、再び緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス
感染症拡大の状況によっては開催を中止するなど、安全面を第一と
して心がけるものである。
制約された中で、多くの新成人の門出をお祝いできるような成人
式とするよう、今後、実行委員の意見もお伺いしながら検討してま
いりたい。
以上である。

大熊教育長 ありがとう。よろしいか。
三密を避けるために、第1部、緑中学校であるが、202人の子

供が来ることが予想されると、今の宮地楽器ホールの定員の半分程度になって、これでぎりぎりという形になると思う。

それで、私どもも、僕は全部出たいが、委員の皆さんも、午前中か午後に分けていただくということに、もしかしたらなるかもしれない。人数制限ということで、そんなことも考えているので、心の準備をしてほしいと思う。よろしく願います。

よろしいか。

以上で報告事項1を終了する。

次に、報告事項2、小金井市総合体育館大規模改修工事（第2期）について報告願う。

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 総合体育館については、平成30年度に長期修繕計画を作成しており、令和元年度、昨年度には、第1期工事として、大体育室の空調設備の設置、地下1階、地上1階のトイレの洋式化等の排水工事を実施したところであるが、今年度は第2期工事として、プールのボイラー、空調機器の更新、ろ過器の更新、剣道場の床の改修、同じくプールの天井の改修、館内照明のLED化、そのほか給排水管設備の改修等を実施する。

既に10月1日からはプールを特別休館させていただいており、工事に着工しているところである。また、11月1日からは全館休館をさせていただく予定としている。

プールの特別休館については、来年3月5日、全館休館に関しては来年1月31日まで実施する予定である。御利用者には大変御迷惑をおかけするが、御理解願いたい。

報告は以上である。

大熊教育長 きれいになるので、いいと思うが、ここで一つだけ。
今までコロナ対策で市内の小学校の体育館の開放をしていなかったが、総合体育館が閉まることを受けて、少し改善をさせていただいた。

誰が分かるか。学務課長。

河田学務課長 学校施設の開放については、校庭の開放は行っていたが、10月から体育館の開放を行うこととした。利用者団体の方の体調管理や、使用後の消毒等のコロナウイルス対策は団体のほうで責任を持つ

で行っていただくことにする。

ただし、第四小学校以外の小学校については、体育館のエアコン設置工事がちょうど10月に予定をしているため、10月の工事期間中はお貸しできない状況であるが、少し緩和をして体育館を使っていたらいいような形にしたい。10月からしている。

大熊教育長

つまり総合体育館は11月から閉まることになるが、その代替にはならないが、学校のほうはコロナ対策をしっかりして開いていくということを事前にさせていただいて、市民の利便性を少しでも担保できるようにしたということである。

よろしいか。

何か質問等はあるか。

以上で報告事項2を終了する。

次に、報告事項3、電子書籍の導入について報告願う。

菊池図書館長

御報告をさせていただく。

新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館では、新しい生活様式の実践として電子書籍の導入をすることとして、8月20日に開催された市議会臨時会において関係予算を上程し、可決されたので、現在、準備を進めている。

電子書籍については、御存じの方もいるかと思うが、簡単に御説明させていただくと、皆さんがお持ちのパソコンやスマートフォンなどから図書館のホームページにアクセスして、そこから電子図書館に入って検索をして、希望する電子書籍があれば、「借りる」ボタンを押していただくと、借りて読むことができる。しおり機能等があるので、借りている間は続きから読むこともできるし、読み終わったら、返却ボタンを押すだけで返却になる。また、自分で返却をしなくても、貸出期限が過ぎれば自動的に返却処理になる。読みたい電子書籍が貸出中の場合は、予約もできることになる。

図書館の開館日、開館時間に関係なく、小金井市の図書館利用カードをお持ちの在住、在勤、在学の方であれば、24時間いつでも利用可能な、非来館者型のサービスとなる。

本年度に購入を予定している電子書籍の冊数、コンテンツ数であるが、約7,000タイトルを予定している。内訳であるが、フリーで利用できる青空文庫などに読み上げ機能をつけたスタートパ

ック6,000冊と、図書館職員が選書をする1,000タイトルである。

電子書籍は、読み上げ機能や文字の拡大機能などが付加されているものも多くあるので、視覚に障害のある方など、紙の資料をそのまま読むことが難しい方の読書環境を整える効果もある。

また、先ほどお話ししたように、図書館に来館しなくても図書を借りることができるので、忙しくてなかなか図書館に来館する時間がなかった方など、新たな利用者増が得られることも期待できる。

また、事務のほうのメリットとしては、貸出しや返却が、利用者自身が行うことになるので、督促も必要なく、図書の紛失や汚損も発生しないので、この部分に係る職員作業を増やすことなく、多様なサービスとなる。

スタートを12月と考えて、今現在、準備をしている。図書館システムと連動させるので、そのシステムの改修であるとか、選書等の作業を始めているところである。

雑駁であるが、報告は以上になる。

大熊教育長 ただいまの報告に関して、何か質問等はあるか。よろしいか。

浅野委員 よろしいか。

6,000タイトルは青空文庫ということで、こちらは大きな問題はないかと思うが、図書館のほうでお選びになる1,000タイトルについては、ライセンスの形式にも関わると思うが、1タイトルについて何人まで借り出せることになるか。

菊池図書館長 6,000タイトルのうち、まず、青空文庫は4,000冊ちょっとぐらいである。残りはまたほかのものが入っているということ、まずお答えさせていただく。

それから、図書館職員が選書する1,000タイトルであるが、基本的に1コンテンツ1人の利用者になる。

浅野委員 誰かがレンタルしているときには、誰も借りられない。ほっておいても勝手に返される。継続貸出しも可能か。

菊池図書館長 今考えているのが、2週間貸出しで、延長が1回のみ、2冊まで

借りることができて、予約も2冊までということ、今考えている。

浅野委員 分かった。とてもクリアな説明、ありがとう。
もう一点いいか。

大熊教育長 どうぞ。

浅野委員 お金のことであるが、大学の図書館は、ここ10年ほど、電子ジャーナルの高騰で大変圧迫されているが、こちらの契約されるタイトルは財政的には大丈夫なサイズに収まりそうか。

菊池図書館長 御質問いただいたように、電子書籍の課題は、メリットがたくさんあるが、唯一経費がかさむところがあり、コンテンツ代プラス利用料等々がかかるところがあるので、図書館用の電子書籍の場合、著作権処理もあるので、大体、紙の資料と比較して、1コンテンツ3倍から4倍の価格ということと、1,000冊全てが一度契約してしまえばずっと使えるというものではなくて、2年間で上限がきってしまうものとか、利用回数によって制限があるものがあるので、一定程度の数を維持していくためにも、常に買い続けていかなくてはいけないところがあるので、予算確保はなかなか難しいところではあるが、紙資料とのバランス等も考えながら拡充できるように努めてまいりたいと思っている。

浅野委員 重ねてであるが、仮に財政的にだんだん難しくなってきたら、契約を解除しようということになったときに、それまで買ったタイトルは読めなくなるということか。

菊池図書館長 そうである。一度契約してしまうとずっと読めるものがあるが、利用の上限、縛りがある。その縛りがあることによって、図書館のほうで電子書籍を提供していただくことがある。

浅野委員 分かった。ありがとう。

大熊教育長 よろしいか。

岡村委員 しよがないかなと、図書館は、みんな本を読もうとか、そういうのが目的なので、コロナでなかなか行けなくて、電子で買ってというので、自分でお金を出さなくても、それで借りられるというので、みんながそういうのを読むようになるためには、ある程度、お金がかかっちゃうのかなという気がする。

大熊教育長 紙の本も重要だと思うが、少しずつ、もしかしたら変化していくかもしれない。その辺はちょっと見極めていただいて、また報告をいただいて考えていきたい。

 以上で報告事項3を終了する。

 次に、報告事項4、その他である。

 学校教育部から報告があれば、発言願う。

大津学校
教育部長 学務課と指導室から、コロナ関係で報告させていただく。

河田学務課長 学務課関連で、この間の学校の動きなどを5点ほど報告させていただく。

 まず、1点目、GIGAスクール構想として、児童・生徒1人1台、約7,500台のパソコンを購入した。パソコンの設定や環境整備を今後順次整えていくことになっており、12月には全小・中学校でパソコンを使える環境が整う予定となっている。

 2点目になる。2学期の開始が早まったことにより、8月中の暑さ対策として予備費の予算をいただいた。各学校にミニスポットエアコン、小型であるが、吹き出し口から冷たい風が出るというようなものを、各学校10台配付した。給食室関係に5台、それから、その他の教室で5台、学校で必要な箇所で使用いただいている。また、給食調理員、用務員の暑さ対策として、ファン付きの作業着と、あと、保冷剤付きの冷却ベルトなどを配布した。使える期間は短かったかもしれないが、また来年以降も引き続き使っていただけるので、よかったなと思っている。

 3点目である。定期健康診断に関して、学校では当面延期としていたが、小金井市医師会、歯科医師会と協議の上、必要な物品のめどが立ったため、秋から冬にかけて実施することとした。

 また、新1年生の就学時健康診断については、コロナ対策を実施

の上、10月末から11月にかけて、予定どおり実施するものとしている。

4点目である。就学援助費の関係になるが、コロナウイルス対応で、4月から5月にかけて学校が休校になったが、そのときの学校給食費相当分を8月末に保護者の御家庭に支給をさせていただいた。

5点目になる。これはコロナ対策とは直接関係はなかったが、第三小学校の大規模化に対応するために給食室の工事を行った。10月1日から給食が開始となったことも御報告させていただく。9月中は御家庭からお弁当を持参していただいて、保護者の皆様の御協力に感謝申し上げます。この期間についても、第三小学校の就学援助の対象者の方には、学校給食費相当分の費用ということで10月末に支給をする予定となっている。

報告は以上である。

西尾指導主事 私からは、学校の新型コロナウイルス感染症対策の状況について報告する。

国や都の新型コロナウイルス感染症対策関連のガイドラインの改定を受けて、8月20日に小金井市立小・中学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)を改定した。2学期より、各学校においては、改定されたガイドラインに基づいて学校生活を送り、教育活動を実践している。

主な改定点は3点ある。

1点目は、消毒の方法についてである。今までは毎日、放課後、教員がドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの児童・生徒が手に触れる箇所を消毒していた。2学期からは、通常の清掃活動の中で、発達段階に応じて児童・生徒が行ってもよいことにした。消毒において全てのウイルスを死滅させることは困難なため、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活で免疫力を高め、手洗いを徹底することに重点を置いている。

2点目は、マスク等の着用についてである。今までは、学校生活においては、マスク等を着用することを基本としていた。2学期からは、十分な身体的距離が確保できるとき、熱中症の危険があるとき、児童・生徒が、暑さで息苦しさを感じたとき、体育の授業、このようなときは人との距離を取る、会話を控えるなどの配慮をした

上で、マスク等を着用しなくてもよいことにした。

3点目は、学校行事の扱いについてである。公共交通機関等を利用する校外学習、児童・生徒が密集して長時間活動する学校行事は、原則2学期は実施せず、必要に応じて3学期以降に延期または中止とした。徒歩等で移動する校外学習等を実施する場合には、できる限りの感染症対策を行うことにしている。

宿泊を伴う行事であるが、小学校に引き続き、中学校の山の移動教室、修学旅行も中止とした。また、連合行事である連合音楽会、オーケストラ鑑賞教室、合唱鑑賞教室も中止とした。

学校公開を実施する場合は、三密を回避するよう、期間、公開時間、人数、公開範囲などを工夫したり、学級を分割して授業を行うなど、できる限りの感染症対策を行うよう、学校には伝えている。

学校を再開してから、感染症対策を行いつつ、各校で工夫しながら学校教育活動を行っているが、まだまだ予断を許さない状況が続いている。各校が思うように学校行事等を実施できない状況もあるが、中止を前提とするのではなく、各校の教育目標等の実現を図ることを基本とし、三密とならない計画の下で、学校行事等の実施について検討するよう学校には伝えている。

報告については以上である。

大熊教育長

ほかに。どうぞ。

大津学校
教育部長

コロナ関係ではないが、1件、追加でICTの関係でさせていただく。

丸山統括
指導主事

このたび保護者、地域、学校関係者、市民の皆様を対象として、小金井市GIGAスクール構想説明会を開催することとなった。日時は令和2年10月24日、土曜日、13時から15時である。場所は小金井第二中学校の体育館となっている。この小金井市GIGAスクール構想説明会であるが、学校、保護者、地域の方々が、共に小金井市で進めるGIGAスクール構想について考えることを通して、学校現場におけるICTを活用した授業改革や、子供たちの学びの保障について早急に実現していくことを目的として開催する。

当日は、GIGAスクール構想の概要説明に加え、学習場面に応

じたICT活用や、プログラミング教育の授業実践、学校と家庭をつなぐICTの活用等について紹介もある。

新型コロナウイルス感染症対策に十分気をつけながら、当日は開催していく予定である。

なお、このことについては、10月15日の市報及び市のホームページにも掲載してあるので、ぜひ御覧いただければと思う。

以上である。

大熊教育長

よろしいか。

GIGAスクール構想説明会であるが、三密を避けるという意味で、全てインターネットのライブ配信をしていきたいので、来週、このことを報告して、なるべく来ないようにと、なるべくYouTubeで見るようにというのを広めたいと思っているところである。

質問もちゃんと受けられるような体制を取っているので、会場に来なくても十分に内容は把握できるかなと思っている。

それから、実は、今、コンピューターが全部配られた。この時期に配られたのは全国で2%以内、1,600市ある中で2%というところと30市ぐらいの中に入っているということで、小金井は今ちょっと頑張っているかなというところである。

ほかに何かあるか。どうぞ。

浅野委員

よろしいか。

コロナ禍における学校生活について、いろいろな調査が、今、出始めていると思うけれども、私が目にしたものでは、例えば保護者からの懸念事項とか、要求事項とか、そういったことの中に、子供の体力低下に関するものが多いなという印象を持っている。それで、ちょっと気になっているが、小金井市の児童・生徒におけるけがの件数の推移みたいなことは分かるか。自分の身の回りを見ていると、自粛期間を経て、けがをする子が増えているんじゃないかという感触を持っていて、その辺、どうなのかなというところが気になったものであるから、今すぐというよりは、何かもし……。

大熊教育長

事故の件数は分かっているので、報告できると思う。

丸山統括
指導主事

浅野委員のおっしゃる内容で、6月の学校再開後から9月までのけがの件数を、昨年度の同時期と比較して見ると、件数についてはさほど大きな差はない。ただ、今年度、6月の学校再開後には骨折が多かったというような報告がある。

学校に対して指導室のほうから、体育の授業での骨折の報告があるので、安全指導の徹底、安全管理、その予防も含めて、再度徹底するように、各学校に対して指導をしたところである。

以上である。

浅野委員

ありがとう。

大熊教育長

校長会で、毎回事故の件数が報告される。ここではあまり差はなかったが、そのことは僕も捉えていた。

ほかにあるか。

なければ次に行きたい。生涯学習部から。

藤本生涯
学習部長

新型コロナウイルス感染症拡大による生涯学習部所管の事業及び施設の運営への影響、またその対応について、緊急事態宣言が解除された5月25日以降、現在までの状況について報告をする。

私のほうから、まとめて全て報告する。

まず、生涯学習課である。放課後子ども教室及び校庭開放事業については、学校の安定的な授業などの運用が確保できている状況において実施するものと判断し、6月中は中止とした。再開に当たっては、学校など関係者と相談し、校庭開放事業については、団体開放のみ7月から再開し、放課後子ども教室は2学期から、スタッフの人員が確保できるなど、体制が整ったところから順次再開しており、現在、一小、二小、東小、前原小、本町小、緑小において実施している。そのほかについても体制が整い次第、順次再開していく予定である。

また、校庭開放の遊び場開放については、感染拡大防止策を十分に取れる体制ではないことから、引き続き実施を見合わせている状況である。

所管施設の運営については、まず、文化財センターは6月2日から再開し、清里山荘は都道府県をまたぐ移動や観光の制限が解除された6月19日から再開している。いずれも感染症予防のガイドラ

インに基づき、安全面に配慮した上で再開している。

また、例年9月に開催していた青少年のための科学の祭典については、例年のように東京学芸大学の対面型での開催は中止としたが、夏休み生徒作品展は、会場を宮地楽器ホール市民ギャラリーに移して、コロナ感染予防を施した上で、9月20日、21日に実施した。98点の作品を展示し、2日間で約400人の方に来場いただき、力作ばかりの展示物を御覧いただいた。

また、このほかに、サイエンス・ライブショーと、家庭でできる実験とものづくり、さらに、作品展は科学の祭典のウェブサイト配信をしている。

続いて、スポーツ関係である。市民体育祭や野川駅伝など、例年多くの市民に御参加いただいている事業については、スポーツ庁等から示されるガイドラインや、例年運営に御協力いただいている団体の御意見を鑑み、今年度は中止とさせていただいている。

スポーツ施設については6月2日から再開しているが、当初は市内在住、在勤、在学の方に限り、利用時間を1時間にさせていただくなどの制限を設けていた。その後、段階的に制限を解いていき、6月下旬には大会利用を除く通常利用、7月中旬からは各競技で示されるコロナ対策のガイドラインに沿った上での大会利用を再開している。また、各学校にも御協力いただき、7月上旬には、屋外施設の一中テニスコート場、南中テニスコート場を、今月上旬には屋内施設である一中クラブハウスや、学校体育館の市民利用を順次再開させていただいている。

続いて、図書館であるが、全館同じタイミングでサービスを順次再開している。6月からは、来館者の方に、館内30分の利用の御協力をお願いしながら、17時までの開館時間で再開していた。その後、7月からは通常の間帯に戻し、読書会や工作会など、イベント事業もできるところから開始した。また、今月10日からは、館内30分以内の利用から長時間の利用はお控えいただくことに、滞在時間の制限を改めた。これに伴い、ソーシャルディスタンスを確保しながらも、貫井北町分室では閲覧席数をさらに増やし、本館では別館の個人利用を再開した。おはなしかい事業はまだ再開していないが、11月から、まずは図書館職員が各館の会場の広さ等に見合った方法を検討しながら試行的に始め、一定再開手法が定まったところで、おはなしボランティアの方々に引き継ぐことを予定し

ているところである。

最後に、公民館であるが、6月3日からは、各室定員を2分の1として、開館時間を午後5時までとして再開をした。その後、17日からは開館時間の制限を緩和し、現在に至っている。定員の拡大及びロビー等の共用スペースの利用再開については、市民の皆様の声をいただいているところであるが、これからインフルエンザの時期になること、また、各市の対応も、利用制限等を鑑み、慎重な対応を図っている市が多いことなどから、本市においても当面の間は現在の利用制限を継続する考えである。

なお、学生の場所等の提供の声があることから、公民館本館では、利用団体及び公民館主催事業の利用がない学習室等を学生に提供する、コロナ禍における公民館特別主催事業「Study Room HONKAN」を10月2日から実施している。また、貫井北分室においても、新しい生活様式に適合した、他者にも配慮した地域の居場所とするフリースペース開放事業、コロナ禍における公民館特別主催事業「きたまち学びといこいのひろば」を10月7日から実施しているところである。

今後についても、いずれの施設、事業においても、引き続きガイドライン等を参考に適切な対策を講じつつ、安全安心に利用いただけるように事業展開を図ってまいりたいと考えている。

以上である。

大熊教育長

よろしいか。

何かほかにあるか。

なければ、次に、報告事項5、今後の日程について、事務局より報告願う。お願いする。

中島庶務係長

それでは、教育委員会の今後の日程について御報告する。

令和2年度東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会が、11月6日金曜日、午後2時から立川市女性総合センターホール(アイムホール)で開催する。

続いて、令和2年第10回教育委員会定例会が、11月10日火曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。

続いて、令和2年第11回教育委員会定例会が、11月24日火曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。

続いて、令和2年度成人の日記念行事が、11月11日月曜日、小金井宮地楽器ホールで執り行われる。

続いて、令和3年第1回教育委員会定例会が、1月12日火曜日、午後1時30分から第二庁舎8階801会議室で開催する。それぞれ御出席のほど、よろしく願います。

今後の日程は以上となる。

大熊教育長

ただいまの報告に関して、何か質問はあるか。

次に、報告事項6、教育情報セキュリティ対策基準の全部改訂についてを議題とするところであるが、本案は保安防犯対策に関する事案で、小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定するその他の事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、御異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため、休憩する。

傍聴人の方におかれては、席を外していただくことになるので、よろしく願います。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時32分

大熊教育長

再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって令和2年第9回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時33分